

安全の手引き

～シンガポールでの生活を安全に過ごすために～



在シンガポール日本大使館

2019年2月改訂

現在、シンガポールには、約3万7千人の日本人が在留し、年間80万人近くの日本人観光客が来訪しています。

一般的にシンガポールは「安全な国」と言われています。初めての海外生活をシンガポールでスタートさせた方の中には、生活の不便さをあまり感じず、周りに日本人も多いことから、ここが外国であることを忘れてしまう方がいるかもしれません。もっと厳しい治安、生活条件の国から当地に来られた方の中には、今までの緊張が解け、安堵の気持ちを持つ方もいるでしょう。

確かに、他の国と比較すればシンガポールの治安は保たれていると言えますが、生活する上で気をつけなければならない事項はたくさんあります。もしあなたが何らかの犯罪の被害者或いは交通事故の加害者になってしまった場合、異なる言語、生活習慣、法律、司法手続きなどに戸惑い、シンガポールもやはり外国であることを実感せざるを得ないでしょう。テロ事件・暴動事件についてもシンガポールで起こらないという保証はまったくありません。2018年中には、過激化したシンガポール人や外国人労働者の拘束についても複数報道されています。

当大使館では、シンガポールに在留する日本人の方一人ひとりが、当地の治安状況や防犯上留意すべきポイントを理解し、ご家族全員で話し合い、平素から有効な防犯対策を講じていただくための一助として、この「安全の手引き」を作成しました。

皆様が楽しく充実したシンガポール生活を送られる上で何らかの参考になれば幸いです。

2019年2月
在シンガポール日本国大使館

目 次

1. 防犯の基本的な心構え	-----	P 1
(1) シンガポールは外国。日本の常識は通用しない。		
(2) 日本人は狙われやすい。		
(3) 安全対策の3原則		
(4) 自分と家族の安全は、自分達自身で守る。		
(5) 「自分は大丈夫だろう」という考え方を捨てる。		
2. シンガポールの治安	-----	P 1
(1) 治安の状況		
ア. 犯罪の発生状況と傾向		
イ. 2018年中の犯罪情勢		
(2) 国際テロ情勢		
(3) 治安機関の制度、組織、能力		
ア. 警察と中央麻薬局		
イ. 6の地域警察本部		
ウ. 日本の交番に似た「NPC」・「NPP」		
エ. 警察の権限と信頼度		
(4) 厳格な法律の執行と特有な法律と刑罰		
ア. 麻薬は国家の安全に対する重大な脅威		
イ. 銃器使用の犯罪は厳罰		
ウ. 「むち打ちの刑」、「裁判なしの監獄への収監」		
エ. 「少年」と「未成年」		
オ. 数多い規制の存在		
3. 防犯上の留意事項～事例を紹介しながら～	-----	P 5
(1) 犯罪手口とその予防策		
ア. スリ		
イ. ひったくり		
ウ. 置き引き		
エ. 車上狙い		
オ. 詐欺		
カ. 強姦、強制わいせつ(痴漢)		
キ. 住居侵入盗		
ク. 強盗		
ケ. 殺人		
コ. 誘拐		
(2) その他防犯上の留意事項		
ア. 住居地と建物の選択(集合住宅の場合を中心に)		
イ. 住宅(外周、内部)の安全対策チェック		
ウ. 生活上の留意事項(貴重品の保管、電話、家族、使用人、業者訪問時、長期旅行時、その他)		
4. 犯罪の被害にあった場合	-----	P10
(1) 一般的事項		

- ア. あわてずに、落ち着いて行動する
- イ. 被害の確認
- ウ. 警察等への通報と被害の届け出
- エ. 家族・会社等への連絡・相談
- オ. 関係機関（カード会社、保険会社、病院、大使館、法律事務所等）への連絡・相談

(2) 警察への被害の届け出の意味

- 5. 所持品がなくなった場合 _____ P11
- 6. 交通事情と事故対策 _____ P11

(1) 交通事情と運転時の留意事項

- (2) 飲酒運転
- (3) 運転免許の切替え
- (4) 事故の当事者となったら

- 7. 緊急事態発生時の対応 _____ P15
- 8. 関係機関の連絡先 _____ P17

(1) 緊急時の連絡先

- ア. 警察、消防、救急
- イ. 大使館
- ウ. シンガポール日本人会
- エ. シンガポール日本商工会議所
- オ. 外務省（東京）

(2) 平素の情報入手先と緊急時の活用

- ア. インターネット
- イ. 外務省「渡航情報」
- ウ. NHK 国際放送

1. 防犯の基本的な心構え

(1) シンガポールは外国。日本の常識は通用しない。

「シンガポールは安全だから、日本にいたときのように行動しても大丈夫だろう。」という考えは危険です。シンガポールもやはり外国であり、日本での常識が当地では通用しないことが多々あります。

(2) 日本人は狙われやすい。

日本では、多額の現金を家に置いたり、現金で高価な買い物をしたりすることが、未だによく行われています。このように、多額の現金を持ち歩き、周囲に対する警戒心の乏しい日本人は、外国では「容易な標的」として映ります。日本人であるというだけで犯罪者に狙われる危険性があることを知っておく必要があります。

(3) 安全対策の3原則

海外で日本人が生活する上での3つの原則は、「目立たない」「用心を怠らない」「行動をパターン化しない」です。これから説明する様々な防犯上の留意事項もこれらが前提条件となります。

(4) 自分と家族の安全は、自分達自身で守る。

自分と家族の安全は、まずは自分達自身で守るとの心構えを家族全員で持つことが何より大切です。犯罪を予防するためにも、また、犯罪の被害を受けた場合に適切に対処するためにも、この考え方が基本となります。

(5) 「自分は大丈夫だろう」という考え方を捨てる。

同僚や友人が事件・事故に遭遇したとき、あるいは、事件・事故のニュースや新聞記事を見聞きしたとき、「自分は大丈夫だろう」と思う方がいるかもしれません。しかし、事件・事故は時人も選びません。同じような事件・事故があなたに起こる可能性は常にあるのです。「次は自分かも知れない」と考え、警戒心を怠らないことが大切です。

2. シンガポールの治安

(1) 治安の状況

ア. 犯罪の発生状況と傾向

過去10年間の犯罪認知件数の状況を見てもみると、2009年以降、年間3万～3万3千件で推移しています。同期間、シンガポールの人口は微増していますので、対人口比犯罪件数（人口10万人当たりの犯罪発生件数を「犯罪発生率」といいます）は、2018年は587件でした。この587件という数値は、他の国と比較してもかなり良い部類に入ります（日本における2017（平成29）年の刑法犯の発生率は722.2件（法務省「平成30年版犯罪白書」））。

統計基準も異なるので、単純な比較はできませんが、それでもシンガポールの治安は引き続き良好な状態を維持していると言えるでしょう。

イ. 2018年中の犯罪情勢

シンガポール警察が発表した統計資料によれば、2018年中の犯罪認知件数は33,134

件と、前年に比べ1.4%増加しました。犯罪類型別に見た場合、窃盗(前年比-8.6%、12,279件)が大きく減少しています。一方で、インターネットのオンラインショッピングやソーシャルネットワークサービスを悪用するなどした詐欺・恐喝は大きく増加(主要なもので前年比+20.6%、5,796件)しており、シンガポール警察では注意を呼びかけています。また、痴漢等の犯罪も増加(前年比+11.9%、1,747件)しています。

全般的にはシンガポールの治安は良好な状況が保たれていると言えますが、このことは決してシンガポールでは犯罪被害にあわないということではありません。シンガポール警察が展開する犯罪防止キャンペーンに、「Low Crime Doesn't Mean No Crime.」という標語がしばしば登場します。誰もが被害者になる危険が常に存在します。被害を未然に防止するためにも、日頃からニュースを確認し、大使館や地元警察のウェブサイトをチェックするなどして、十分な対策と心構えをしておくことが大切です。

(2) 国際テロ情勢

近年、イスラム過激派組織 ISIL の影響も顕在化しています。過激思想に傾倒しシンガポールから、シリア・イラクの紛争地域に戦闘目的で渡航しているシンガポール人が数人確認されています。2017年中には、Abu Uqayl を名乗るシンガポール人 Megat Shahdan Abdul Samad が ISIL に対する協力を呼びかける動画に登場しました。2018年中には、シンガポールに対する攻撃を計画していたとの情報には接していないものの、過激化したシンガポール人や外国人労働者3名の拘束について報道されています。

現在のところ、シンガポールでテロ攻撃が行われるという具体的な脅威情報はありませんが、上記情勢を受け、シンガポール政府は引き続き国民に注意を呼び掛けるとともに、テロ対策に力を注いでいます。

2016年7月には、バングラデシュのダッカにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しましたが、海外に暮らす日本人がテロの標的となる可能性があることを意識しておくことが大切です。爆弾テロなど不測の事態に巻き込まれることのないよう、テロの標的となる可能性がある施設等にはなるべく近づかないようにし、欧米人を始めとする外国人が多く集まる場所(例えばナイトクラブ、バー)に立ち入る際には安全に十分注意を払うように心掛けてください。大使館のウェブサイトや外務省の「渡航情報」を通じてテロ情勢に関する最新の情報を入手するよう努めてください。また、シンガポールから別の外国を訪れる際には外務省「たびレジ」に登録すれば、当該国での緊急事態発生時に連絡メールを受け取ることができますので、ぜひご活用ください。

- シンガポール日本国大使館ウェブサイト
http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 外務省渡航情報掲載ウェブサイト
<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- たびレジウェブサイト
<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>

(3) 治安機関の制度、組織、能力

ア. 警察と中央麻薬局

シンガポール内務省が、シンガポール国内の治安全般の責任を有しており、下部組織

として警察、中央麻薬局、民間防衛庁（消防・救急等）、入国管理庁、国内治安局、監獄局等があります。警察（Singapore Police Force）が一般の犯罪捜査、防犯活動、交通取締りなどを、中央麻薬局（Central Narcotic Bureau）が麻薬の取締りを担当しています。

イ. 6の地域警察本部

国内を6つに分けて、それぞれの地域警察本部があります。

規模は日本の大きな警察署程度で、犯罪が発生した場合に捜査を行う刑事課や警備活動等を担当する作戦課等があります。同本部では犯罪被害の届け出の受理も行っていません。

ウ. 日本の交番に似た「NPC」・「NPP」

当地では日本の交番制度を研究し当地に適用させた「Neighborhood Police Centre (NPC)」・「Neighborhood Police Post (NPP)」という制度が定着し、地域の治安の維持に大きな役割を果たしています。

6つの地域警察本部の下にそれぞれ複数のNPCが設置され、各NPCは担当地区の治安を維持する責任を一次的に有しています。

NPCでは、事件事故発生時の初動措置、相談受理、防犯指導、交通事故や犯罪被害の届け出の受理等を行っています。NPCの所在地は、右写真のように、付近の道路に標識等で表示されています。NPCの下にはNPPが設置され、原則として1名の警察官が配置されています。



エ. 警察の権限と信頼度

警察官は、法で定めた一定の条件の下においては、裁判所の令状なくして、人の身体、着衣、携行品を強制的に検査し、人の住居に立入り、また一時的に人の身体を拘束して必要な検査を行うことができるなど、日本に比べて強い権限が認められています。警察官を含む公務員の汚職に対する政府の姿勢は厳しく、2012年1月には、汚職防止法違反の容疑で、行政庁のトップが拘束されています。汚職取締り専門の機関が目を見せ、一般的に、金銭の授受などの汚職は少ないと言えます。

また、警察の捜査機関等の体制と能力はきちんと整備されており、当地の司法裁判制度も公正で信頼がおけると見ていいでしょう。

(4) 厳格な法律の執行と特有の法律と刑罰

ア. 麻薬は国家の安全に対する重大な脅威

シンガポール政府は、麻薬関連犯罪に対し、死刑を含め厳しく処罰するという方針をとっています。15g以上のヘロイン、30g以上のモルヒネ、250g以上の覚せい剤、500g以上の大麻等の所持・密売・密輸に対しては、原則、死刑が規定されています。また、麻薬を所持している場合は「疑わしきは罰せず」の例外として、所持人自身が自らの潔白を証明できない限り、有罪と認定されてしまいます。

シンガポール政府はいったん判決が確定した場合、外国政府や関係者からの減刑要請

があっても、これを受け入れないとの方針を貫いています。2007年1月26日、シンガポール政府は、2004年11月にチャンギ空港にて大量のヘロインを所持し、死刑判決が確定していたナイジェリア人について、ナイジェリアの大統領が発出した減刑要請の書簡を公表しました。その上で、麻薬犯罪に対する厳しい立場を堅持する必要から減刑には応じないことを発表し、同日、そのナイジェリア人に対し死刑を執行しました。2005年末にも、麻薬密輸に関与したオーストラリア人の死刑を執行しています。

こうした厳格な法律にもかかわらず、2018年の数値は現在まだ公表されておりませんが、ここ数年の統計をみると、薬物乱用者の逮捕者数は依然として3,000名を超えています。興味本位で薬物に手を出したり、素性を知らない者からの荷物を預かり知らないうちに薬物の運び屋に仕立てられるようなことにならないよう十分に注意してください。

イ. 銃器使用の犯罪は厳罰

銃器の取締りも大変厳しく、強盗等の一定の犯罪でけん銃を発砲した場合は原則として死刑が適用されます。このような銃器に対する政府の厳しい対応もあり、銃器を使用した殺人事件や強盗事件が当地で発生することはほとんどありません。

他方、シンガポールの周辺地域では、銃器を使用した殺人や強盗の発生がまれではなく、そのような地域に出張や旅行をする際は十分な警戒が必要です。

ウ. 「むち打ちの刑」、「裁判なしの監獄への収監」

凶器を使用した傷害、恐喝、集団暴行、器物損壊、密入国等、国家の治安上の脅威と認識する特定の罪を犯した者に対し、懲役刑と併せてむち打ちの刑が処せられることがあります（50歳以上の高齢者と女性は免除）。

また、国家の治安対策上必要と認められた場合は、一定の手続きを経て、組織犯罪構成員や麻薬の常習密売人等を、司法裁判制度の枠外で一定の期間監獄に収監する、又は当局による監視下に置くことも法律により認められています。

エ. 「少年」と「未成年」

シンガポールでは、法律上「少年」又は「未成年」として様々な配慮や保護を受けることができる年齢は15歳までで、16歳以上の年齢に達すると（若干の配慮や例外はあるものの）、罪を犯せばほぼ大人と同様に扱われ、犯した罪によっては、新聞に実名や顔写真を公表され、監獄への収監やむち打ちの刑に処せられる場合もあります。また、7歳以上の子供は刑事罰の対象となります。

中学、高校の年齢の少年が万引きをした場合でも、店側に発見され警察に通報されれば、まず間違いなく逮捕されます。ただし、逮捕後そのまま拘束されて起訴されるか、保釈されて不拘束で取調べを受けるかはそれぞれのケースで異なります。

オ. 数多い規制の存在

シンガポールでは、ゴミのポイ捨て禁止、販売目的のチューインガムの国内持込み禁止などシンガポール特有の禁止行為が数多く存在しています。「郷に入っては郷に従え」ということわざが示すように、この土地で暮らしていく以上、シンガポールでの生活のルールを知っておく必要があります。落書き、ビラ貼り、タンやつばの吐き捨て、たば

こやゴミの投げ捨て、MRT 内での飲食、蚊の発生を防止しないこと、禁煙区域における喫煙、水洗トイレの水を流さないこと等、幅広い行為に対して高額な罰金が課される可能性がありますのでご注意ください。また、2015 年 4 月からは、公共の場における深夜飲酒を禁止する法律が施行されています。

3. 防犯上の留意事項 ～実例を紹介しながら～

(1) 犯罪手口とその予防策

ア. スリ

人通りの多いデパートやショッピングセンター、動物園等の観光地、酒場等の飲食店で、日本人観光客や在留邦人を狙ったスリや置き引き被害が発生しています。多くは、複数の外国人グループによる犯行です。

<手口>

- 2人が被害者を前後から挟み、前者がコインやハンカチ等を被害者の目の前で落とし注意をそらせ、その隙に後者が金品等をスリ取る。その後、第3、第4の共犯者に金品等がリレーされて全員がバラバラに逃走し、追跡を困難にする。
- 背中にクリーム状のものをわざとかけ、親切を装って拭き取るふりをして金品等をスリ取る。
- 被害者が買い物中に、背後からハンドバッグをカミソリ等で切り取り、中身を抜き取る。

<予防策>

- 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- ズボンの後ろポケットなど、外から見えるところに財布を入れない。
- ウエストポーチやポシェットなどは、自分の前に抱えて持つ。
- キャッシャー等での支払い時には、財布の中を他人に見られないようにする。
- 前後に気を配り、後をつけてくる不審な人には注意を払う。

イ. ひったくり

ひったくりは、高齢者、妊婦、大荷物を抱えている人など、犯人にとって狙いやすい人が狙われるケースが目立ちます。

<手口>

- 道を尋ねるふりや、助けを求めるふりをして近づき、相手を安心させてバッグなどをひったくる。
- あらかじめ狙いを定め、すれ違いざまや後ろから接近するなどして、ひったくる。

<予防策>

- 歩道上の車道側を避け、建物側を歩く。ハンドバッグ等は車道の反対側に持つ。(犯人がバイク等に乗って後ろから追い抜きざまにひったくることを防止するため)
- 肩にかけたウエストポーチ、ポシェット等はたすき掛けにする。
- 高価な装飾品、多額の現金を持ち歩かない。

ウ. 置き引き

ホテルやレストランで、日本人観光客だけでなく在留邦人も、ほんのわずかな隙を狙われて置き引きの被害にあっています。犯行は巧妙な形で行われるようで、例えば、隣

に座った知人に荷物の番を頼んで席を離れたところ、席に戻ると荷物が消えていたというケースもあります。

<手口>

- ホテルのチェックイン・チェックアウトの際に、足下に置いた荷物を盗まれる。
- レストランでビュッフェ形式の食事中、椅子にバッグを置いて席を離れた隙に盗まれる。
- ホーカーで食事中、テーブル上に置いてあったバッグを盗まれる。

<予防策>

- 携行するカバン等は身体から離すことなく、自分で責任を持って管理する。
- ホテルやレストランは一般の公道と同じと考え、常に犯罪者が犯行の機会をうかがっていることを忘れない。

エ. 車上狙い

ショッピングセンターや自宅の駐車場に駐車していたところ、車の窓ガラスが割られたり、ドアやトランクルームがこじ開けられたりした上で、中に置いていた金品を盗まれる被害が発生しています。

また、ERP用のキャッシュカードが盗まれるケースも把握されています。

<予防策>

- 車内に貴重品（荷物）を残さない。
- ERPカードリーダーにキャッシュカードを差し込んだまま車を離れない。
- トランクルームも安全ではない。車のトランクルームには貴重品があることを犯罪者は知っている。
- 短時間であっても、ドアは必ずロックする。
- 混雑を避けるためといえども、人気のない駐車階にはなるべく駐車しない。

オ. 詐欺

携帯電話やインターネットを使った詐欺事件は日本国内でも問題になっていますが、当地も例外ではありません。日本では、そのような手口に踊らされるようなことはなくても、慣れない異国の地では、言葉や文化の違い等から、騙されてしまう可能性も高くなります。

<手口>

- インターネットのサービス・プロバイダーを装い、ユーザーの個人情報を聞き出し、その後、同アカウントを乗っ取り、同ユーザーに成り済ました上で、同ユーザーの友人に金銭的支援を要求し騙し取る手口。
- SMSを利用し、宝くじが当たったと通知し、当選金の支払いを確実にするための登録料や各種税金を支払うよう要求する手口。その他、家族を誘拐したと嘘の電話を入れ、身代金を騙し取る手口。

<予防策>

- 不審なメールや身に覚えのない事を通知するメールは無視すること。
- 身に覚えのない宝くじの当選通知は無視すること。
- 誘拐に伴う身代金の要求については、まずは落ち着き、可能であれば、誘拐されたとする家族に連絡をとること。また、不用意に自らの身分事項や住居地を明かさ

ないこと。

カ. 強姦、強制わいせつ(痴漢)

当地では性犯罪の発生率は日本以上となっており、女性、子供は十分な注意が必要です。最近では、若年者に対する性犯罪被害が増加傾向にあり、警察が注意するよう呼びかけています。犯人は、顔見知りのケースが多く、知人、使用人、出入り業者といえども、油断は禁物です。

<予防策>

- 大胆に素肌を出した服装、派手な服装は避ける。
- 夜間の一人歩きは避け、複数で行動する。
- 夜間人通りの少ないところは出歩かない。
- エレベーターを利用するときは、男性と二人だけの同乗は避け、必要に応じて途中であっても降りる。子供一人でエレベーターを利用させる時も注意が必要。
- 子供だけでデパートのトイレに行かせたり、子供だけを人の集まる場所に残してその場を離れたりしないようにする。
- 学校や塾の送迎バスを利用する際には、集合地まで家人が送迎する。

キ. 住居侵入盗

留守中の住居に侵入して金品を盗む空き巣が依然として多発しています。

海外旅行等長期に留守をしていた間の被害に限らず、ほんの数時間だけ不在にしていた間でも被害が発生しており、手口もピッキングから扉のこじ開け、蝶番をはずすものまで様々です。また、犯人が、留守宅と思いこみ侵入したところ、屋内に居た家人とはち合わせとなり、居直り強盗に発展する可能性もあります。後述の「その他防犯上の留意事項」を参考に、扉の補強等住宅の安全対策を講じることが望まれます。

ク. 強盗

典型的なケースとして、侵入強盗とエレベーター内・路上での強盗があります。

侵入強盗は、鍵のかかっていないドアから侵入したり、セールスマンを装って住居内に侵入し、強盗を行う手口です。また、アパートや雑居ビル、人の出入りが少なくなった時間帯のデパートのエレベーター内でも被害が発生しています。まずは見知らぬ人に対して警戒するようにしてください。もし不幸にして被害にあった場合には、無理に抵抗せず、相手の人相や着衣を覚えた上で警察に被害を届け出てください。

ケ. 殺人

2010年10月、市街地で在留邦人が殺害される事件が発生しました。日本と比べ発生件数は少ないものの、シンガポールでも殺人事件は発生しています。

犯人と被害者が顔見知りでない、いわゆる無差別殺人のケースはあまり見られませんが、2010年中には、不良少年グループ間の争いが殺人事件に発展した例があり、被害に巻き込まれないようにするためにも、トラブルが発生している現場に遭遇した際には、いち早くその場から離れることが大切です。また、日本と同様に、酒場や娯楽施設が軒を並べる歓楽街は、他の地域に比べて窃盗や暴行事件の発生頻度が高い傾向にあるとみられることから、必要以上の長居は禁物です。

コ. 誘拐

シンガポールで発生した誘拐事件はわずかであり、日常的に発生している犯罪ではありませんが、それでも十分な注意と予防の心構えが必要です。一般的に誘拐は、誘拐する者（裕福と見られている家族の一員又は資金のある企業の社員等）の選定→下調べ（一定の期間にわたる尾行や監視等の手段で行動の特徴や警備の状況を下見）→実行、というような段階で実行されます。

誘拐を防ぐには、自らの身は自ら守るという意識を持ち、誘拐の危険度に応じた対策（通勤時の安全対策、住居の警備強化、日常行動上の注意等の総合的な対策）をとることが重要です。

<予防策>

- 外出時は、自分の子供の手をつなぐ等、常に目を離さない。
- 人通りの多い場所、公衆のトイレ等へは、子供だけで行かせたりしない。
- 子供に知らない人物についていかないこと、助けを呼ぶ場合の最低限の表現（英語）などを平素からよく話して聞かせておく。
- 近所だからといって、幼少の子供達だけで外出させない。外出させる場合は、必ず親がついていく。

(2) その他防犯上の留意事項

ア. 住居地と建物の選択（集合住宅の場合を中心にして）

当地で住居地を選択するにあたっては、不動産会社、会社、知人等から、周辺的环境や犯罪発生状況といった防犯上のアドバイスを参考とすることが望ましいでしょう。

物件選定に関しては、次のチェックポイントを参考にし、必要に応じて室内の防犯対策の強化（例えば、鉄製グリルを窓に付ける、錠前を強固なものに取り替えたり、二重、三重にする等）を検討します。

また、当地は高層物件も多く、幼少の子供にとっては危険な構造をもつ物件も少なくありません。万が一の事故を防ぐためにも、物件選びの際には、子供の視点に立った見方も大切です。

<チェックポイント>

- 複数の守衛が24時間配置されているか。
- 第三者が勝手に出入りできないよう、塀やフェンスの高さ、強度などが十分か。
- 出入口、駐車場が守衛の巡回、防犯カメラ等によるモニタリングなどで十分警備されているか。
- 敷地周辺の夜間照明が整っているか。
- 周辺に、不審者が身を潜めるような場所、死角はないか。
- 室内の窓等が子供でも簡単に開閉できてしまう構造になっていないか、誤って飛び出してしまうような位置にあったり、そのような構造になっていないか。

イ. 住宅（外周、内部）部分の安全対策チェック

住宅部分は万が一の事態の際には、最後の砦となる重要な場所です。

入居に際しては、細かくチェックを行い、防犯対策上不足と感じたところは、不動産会社や家主と相談し、対策を施すことが望まれます。

<チェックポイント>

- 扉、窓は丈夫な構造か。
- のぞき穴、インターホン、テレビ監視装置等、訪問者を確認する手段があるか。
- 玄関ドア、勝手口扉の強度、2つ以上の錠前、しっかりした防犯チェーンがついているか。
- 不審者が侵入可能な箇所はないか（低層部では特に注意が必要）。
- 就寝中や家人が在宅中に犯人が押し入ってこようとする場合を想定して、一時的に家人が立てこもり、警察等への通報が可能な避難室（主寝室など）を選定しておく、扉の補強、鍵の取付け、携帯電話を持ち込んで就寝するなどの措置を講じておく。

ウ. 生活上の留意事項

- 貴重品の保管
 - 家の中に多額の現金、高価な装飾品等を置かない。
- 電話
 - 緊急時の連絡リストは電話機のそばなど必要な場所に常備しておく。
 - 電話をとる際、こちらから名乗らない。不用意に住所等を教えない。
 - 間違い電話に対して、こちらから番号を教えない。
- 家族
 - 平素から、家族と安全対策について話し合い、住居に異常があった際の行動を打ち合わせておく。
 - 特に子供に対しては、来訪者に対する警戒、電話対応時の注意、親がいない際の注意事項（助けを呼ぶために最低限必要な連絡先、連絡方法等）を教える。
- 使用人（住込みの場合）
 - 現金や装飾品を室内に放置する等、使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せない。
 - 来訪者の対応要領、電話対応時の注意等を徹底しておく。
 - 家人不在時の緊急連絡先を連絡しておく。
 - 外出、休日の行動、心情の変化を掴むよう心掛ける。
- 業者訪問時
 - 突然の訪問のように、事前に了解していない場合は、安易に中に入れない。
 - 身分証明書等の提出を求める（知らない相手を室内に入れる場合、当地では相手に対して失礼なことではありません。国民登録証や就労許可証等の身分証明書は常時携帯の義務があります）。
 - 室内を勝手に歩き回らせない（特に相手が複数の場合、守衛や近所の知人に応援を頼み、相手の行動を常に監視下に置いておく）。
 - 業者が帰った後、なくなったものがないか、閉めていたはずのドア、窓の施錠が勝手に開けられていないかなど十分点検する（点検をしておかないと、開いたドアから後日侵入されるおそれもあります）。
- 長期旅行時
 - 守衛等に安易に旅行日程を告げない（守衛といっても必ずしも全てが信頼

できるとは限りません。以前には、守衛が窃盗団の手引きをしたため逮捕されたという事例もあります)。

- 信頼できる知人、隣人がいる場合は、新聞、郵便物等の回収をしてもらうなど、長期不在であることを周囲にわからないようにする。
- 長期間の外出の際、夜間にタイマー式点灯装置等により在宅しているよう見せかける手法も有効。

4. 犯罪の被害にあった場合

(1) 一般的事項

被害の態様や程度により、被害にあった後の対処方法は様々ですし、実際は事態に応じて臨機応変に対処することになりますが、ここでは一般的に重要と思われることを挙げておきます。

ア. あわてずに、落ち着いて行動する

あわててパニックになることなく、落ち着いて行動することが何よりも大切です。

イ. 被害の確認

被害の箇所、被害品、程度を確認します。

ウ. 警察等への通報と被害の届け出

警察に通報するとともに、必要があれば救急や消防にも連絡します。警察に被害を届け出る際は文書を作成することになります(通常は捜査官が事情を聴取して、調書を作成し、読み聞かせの後に間違いがなければそれにサインをします)。その際、被害届の受理書(ポリスレポート)を受領してください。パスポートの再発行や保険請求等の際に必要となります。

エ. 家族・会社等への連絡・相談

海外で一番頼りになるのは家族、親しい知人、自分や家人が所属する会社です。自分一人で悩まずに誰かに相談することで知恵と勇気も湧きます。

オ. 関係機関(カード会社、保険会社、病院、大使館、法律事務所等)への連絡

盗難に遭った物によって、クレジットカードの無効手続、パスポートの再発行等、所定の手続きを行うため、できるだけ速やかに関係機関に連絡する必要があります。

(2) 警察への被害の届け出の意味

一般的に、犯罪の被害にあった場合、捜査を行う権限は当地の治安当局にあります。したがって、現地警察に被害を届け出ない限り、警察は被害の発生を認知することができず、必要な捜査を開始することもできません。

大使館は、邦人の被害について連絡があれば必要な援助を行いますが、大使館だけに連絡していただいても、シンガポール警察がその犯罪被害を認知したことにはならないので注意してください。シンガポール警察庁(Singapore Police Force)のホームページには各 NPC の所在地が掲載されておりますので、最寄りの NPC を常日頃から確認しておいてください。

5. 所持品がなくなった場合

盗難被害かは判らないが、所持品がなくなったという場合であっても、警察へ届出を行えば受理され、各種手配がなされますので、大切な物がなくなった場合は警察へ届出を行

ってください。その場合、重要となるのが、なくなった物を特定する情報となります。例えば、携帯電話機には、IMEI と呼ばれる固有の識別番号が付与されていますので、届出を出す際、この IMEI を情報として伝えることができれば、見つかる可能性が高くなります。普段から、貴重品（旅券、クレジットカード、キャッシュカード、携帯電話、貴金属等）の識別情報を控えておけば、迅速な手配につながります。また、犯罪被害の場合と同様、警察への届出とは別にカード会社、銀行等、関係機関への届出を速やかに行い、二次被害防止に努めてください。その際も、識別情報が速やかな手続きのために役立ちます。

※ 領事情報

下記に記しました領事情報は、当館ウェブサイトを通じてお知らせしているものですが、本手引きで再度、注意喚起いたします。

～ シンガポールからジョホールバルを訪れ、犯罪被害にあう方が増えています。～

マレーシア・ジョホールバルは身近で買い物にも便利なところで、休日、公共交通機関や自家用車で訪れる人も多いためです。しかし、同地を訪れて犯罪被害にあう方が増えていますので、皆様には、特に以下の事項に注意してお出かけ頂ければと思います。

(1) 注意点

- 目立つ行動は控え、また、高価な物品を身に付けない。また、お金やクレジットカードの出し入れの時には注意を払う。
- 周辺に常に気を配る。また、人気のないところには近づかない。
- 夜間の行動は避ける。また、子供から目を離さない。

(2) 車を利用する場合

- キーを付けたまま車から離れない。走行中もドアを確実に施錠する。
- 路上駐車は避ける。特に、夜間に暗くなる場所の駐車は厳禁。
- 車両内に貴重品を保管しない。また、積荷の出し入れの際、運転席が無警戒にならないようにする。

6. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情と運転時の留意事項

シンガポールは、道路もよく整備されており、左側通行などの交通ルールや交通標識等も日本と共通のものが多いため、一方通行道路が多いことなどに慣れれば違和感なく運転できるようになると思います。

ドライバーの運転技術やマナー、交通法規の遵守度も、東南アジアの他の国と比べると低くはないようです。

ただし、車道の幅が広くスピードを出す傾向にある、車間距離を詰めて走る、合図を出さずに頻繁に進路変更する、歩行者が道路を平気で横断するなどの問題もあり、交通事故の被害者或いは加害者にならぬよう十分な注意が必要です。

また、日本と違って車の運転手が歩行者を優先することがあまりなく、日本と同じ感覚で道路を横断すると思わぬ事故に遭うこととなります。また、道路の横断が法律で禁じられている場所もあることから、歩行者の方は不便であっても横断歩道や信号機のある交差点を渡るようにしてください。

交通事故を起こさない、また交通事故に巻き込まれないためにも、下記に注意事項を

列記しました。

<車を運転して交通事故を起こさないための注意事項>

○ シンガポールの交通ルール、法規に早く慣れる。

日本の交通ルールとは異なる点や日本人にはなじみのない交通標識等があります。当地の交通ルールや規則を写真入りで解説したものが書店で比較的安価に入手できます。

○ 制限速度を守る。

スピードの出しすぎは、交通事故の原因となるだけでなく、事故による被害をより甚大なものにします。多車線で一方通行の走りやすい道路では、スピードを出しすぎる傾向がありますので、注意してください。

○ シートベルトを着用する。

後部座席の場合も着用、或いは、着用させてください。

○ 運転中、携帯電話は使わない。

運転中の携帯電話は、ハンドフリー装置（手を使わずに通話ができるのもの）付きでなければ使用しない。日本と同じように、運転中の携帯電話の使用には罰則規定もあります。

○ 車間距離を十分保つ。

当地の運転者は、一般的に車間距離を詰めて走る傾向にありますが、追突事故を誘発する危険な行為ですので、特に雨天の際や高速道路運転中は十分な車間距離を保つ必要があります。交差点の左折専用レーンにて右側から来る車両に気を取られすぎて前車に追突する事故も多発しています。注意してください。

○ 歩行者の飛び出しに注意する。

歩行者保護の施設（歩道、信号付きの横断歩道、歩道橋、ガードレール等）が十分に整備されておらず、また、歩行者が車の列を縫うように横断する場面が多く見られます。歩行者がいつ、どこから飛び出してくるか分からないので十分な注意が必要です。

○ オートバイとの接触、衝突に十分注意する。

シンガポールでは、オートバイが多く走行しており、二人乗りも目にします。中には高速走行での車両間のすり抜け、追い越しをするなどが危険な運転をするライダーも少なくなく、接触事故や衝突事故が多発しています。進路変更時には、側面と後方注意が必要です。

○ 道路工事に注意する。

建築ラッシュの影響で至る所で道路工事が行われており渋滞発生の原因となっています。十分な警告なしに車線が絞られていたり、強引な割り込みをする車がいたり、事故も少なくありません。道路工事区間では周囲の交通に注意を払い慎重な運転を心掛けましょう。

<歩行中に交通事故に巻き込まれないための注意事項>

○ 横断歩道を渡る。

歩行者が信号機のない交差点や道路、横断禁止の場所を横断中に事故にあう件数が増加しています。右写真のような交通標識がある場所は横断が禁止されています。回り道となっても、近くの横断歩道を横断しましょう。



○ 子供の手は離さない。

日本と比べ、赤信号の点灯時間が長いところがあります。こうした場所では、歩行者による信号無視が横行しています。そうした歩行者につられて、子供が赤信号を飛び出した

り、道路の反対側に友達を見つけて突然、飛び出すことも考えられます。特に、小さなお子様の手はつないでください。

<主な交通ルール>

参考までに、運転中、よくみかける交通表示等の一般的な意味を簡記します。(実際の道路では、その他の交通標示や標識等との組み合わせにより、より細かな規制がなされている場合が多いため注意が必要です。ここで紹介できない標識等については、市販の解説書で確認願います)

ア 駐停車を規制する主な区画線 (注: 大半の駐車違反には罰金または減点、若しくはその両方が科されますが、詳細につきましては、当地陸上交通局或いは市販の解説書をご確認ください)

(ア) 黄色直線ライン (1本線)

日曜・公休日を除き、午前7時から午後7時までの間、駐車禁止区域を示します。

(イ) 黄色直線ライン (2本線)

人を乗車させる、人を下車させるための短時間の停車を除き、終日駐車禁止区域を示します。

(ウ) 黄色ジグザグライン (1本線)

基本的に、黄色直線ライン (2本線)と同じ意味となりますが、罰則が異なります。

(エ) 黄色ジグザグライン (2本線)

終日駐停車禁止区域を示します。

イ バスレーン

バスレーンについては、基本的に、バスの運行時間帯は、車両の通行及び駐車 (極めて短時間の停車を含む) が禁止されています。バスレーンのタイプは複数あり、規制される曜日や時間帯が異なります。

ウ. 滞留禁止ゾーン

右写真のような黄色で描かれたバツ印が四角で囲まれたゾーンについては、基本的に、滞留禁止ゾーンになっております。しかし、状況により滞留が許される場合もありますので、詳細は解説書等をご確認ください。



エ. 車線変更禁止

車線と車線の間が2本線で区切られているところでは車線変更は禁止されています。こうした車線変更禁止区間では、交通警察官が歩道からビデオカメラで撮影をして違反取締りを行っていることがあります。

(2) 飲酒運転

飲酒運転は、判断力や注意力、運動能力を低下させ、大事故につながる危険な行為で、シンガポールでも大きな社会問題となっています。

飲酒運転で有罪が確定すれば、最低1年間は運転を禁止されることに加え、

◇初回で禁固6ヶ月以下又は罰金1,000~5,000ドル

◇2回目は禁固1年以下及び罰金3,000~10,000ドル

◇3回目では禁固3年及び最大30,000ドルの罰金が科せられることとなります。飲酒運転で交通事故を起こした場合にはさらに罰則が重くなる上、被害者への慰謝料の支払いで莫大な借金を背負う恐れや、刑務所に入ること
で職を失う危険性もあります。

飲酒運転は絶対にしないでください！

(3) 運転免許の切替え

当地では、1998年3月から外国の運転免許証を当地の運転免許証に切り替える際に、交通警察の実施する交通法規等の学科試験（英語）に合格することが新たな条件となりました。これは、外国人に当地の交通法規等をよく理解してもらうことによって、交通事故を減少させようという理由から導入された制度です。

(4) 事故の当事者となったら

交通事故の当事者となった場合、加害者、被害者双方にとり、心身ともに大変な痛手を被ることになります。

加害者となった場合には、刑事責任（監獄での服役、罰金）、行政責任（運転免許証の停止、取消し）、民事責任（被害者への賠償）といった三つの責任が科せられます。交通事故を起こさないよう、平素から注意するとともに、やむなく交通事故の当事者となった場合は、あわてず冷静に対処することが必要です。

一次的な対処方法は、事故の態様や負傷者の有無等により異なりますが、一般的に次のようなことに留意する必要があります。

- ア. 被害者の救護
- イ. 警察、救急への連絡
- ウ. 交通の確保と現場の状況の保存
- エ. 双方の運転者の人定事項、車両番号、連絡先の確認、記録
- オ. 目撃者、現場に居合わせた人、車両の記録
- カ. 保険会社への連絡・相談、所属する会社等への連絡

物損事故のように怪我人がなく、軽微な事故の場合は、特別な場合を除き警察に届け出る必要はありませんが、所定のSAS (Singapore Accident Statement) を事故現場で当事者双方が作成し、24時間以内に保険会社、IDAC (Independent Damage Assessment Centre)、整備工場のいずれかに提出するとともに、加入している保険会社等に連絡し、その都度アドバイスを受けて相手側と交渉等を進めていくこととなります。

7. 緊急事態発生時の対応

地震もほとんど発生せず、気候も比較的安定しているシンガポールは、自然災害とは縁遠いと思われがちですが、2010年、2011年にはオーチャードエリアを中心に浸水被害が確認されたほか、2013年～2014年2月には都市の大動脈である大量高速運搬システム(MRT)の電車や運行システムの故障が連発し、会社帰りの多くの利用客の足に影響を及ぼしました。いくつかの駅では、周辺の道路にまで利用客が溢れかえり混乱するなど、突発事案に対して脆弱な面も確認されております。

大規模災害など緊急事態発生の際には、大使館では皆様の安全を確保するために全力で

対応にあたります。一方、そのような状況下では各自が自己や家族の安全対策に万全を期するよう、普段から関連する情報の入手に努めたり、何かあった際の対応要領を確認し合うことが大切です。ここでは、緊急事態発生時に在留邦人の方々が的確、迅速に対応できるように以下の通り、平素の心構え・準備、緊急時の行動等について必要な諸点をまとめてみました。

在留邦人の皆様は以下の項目を参考にして頂き、緊急時には落ち着いて対応するよう心掛けてください。

- (1) 在留邦人の方は「在留届」を必ず提出してください。また、記載事項に変更が生じた際又は帰国される際には「帰国届・住所等変更届」を届け出てください。日本大使館ウェブサイトからアクセスして届け出る事も可能です。(在シンガポール日本国大使館→領事情報→各種申請書等ダウンロード→在留届)
- (2) 緊急事態はいつ起きるかわかりません。緊急事態発生に備え、家族間、企業内で緊急連絡方法等について予め決めておいてください。また、平素より各自の所在を明確にするようにしてください。緊急事態発生の際には大使館からの情報や国内、海外報道及びテレビ等を視聴するなど各自情報収集に心掛けてください。平静を保ち、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。
- (3) 緊急事態発生の際には、大使館よりシンガポール日本人会、シンガポール日本商工会議所などの連絡網を通じて情報を提供するほか、一人でも多くの方々に必要な連絡を行うために、NHK 海外放送等を利用して情報提供を行います。邦人の皆様は、緊急事態に備えて、短波やFM放送が受信可能なラジオ(電池の準備もお忘れなく)を準備しておいてください。また、大使館のホームページでの情報提供や電子メールによる情報の配信も行いますので、ご自宅のパソコンに大使館のウェブサイトのアドレス(http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)を登録していただくとともに、在留届提出時には電子メールのアドレス記入もお願い致します。
- (4) 所在確認は行方不明者の救出等を進める上で重要な作業です。緊急事態が発生した際、状況によっては該当する地域の在留邦人の方々の所在を個別に確認する必要がありますが、その作業は膨大なものとなりえます。大使館等からの連絡を待つだけでなく、積極的に大使館や勤務先等に自ら安否を連絡するようにしてください。
- (5) シンガポールは、東南アジア地域の中では体感治安も比較的良好であり、また、日本での生活とほぼ変わりなく過ごせるため、外国で生活しているということをつい忘れがちになります。しかし、我々を取り巻く国際テロ情勢は厳しさを増しております。突発的な豪雨に伴う浸水被害や交通麻痺による混乱に巻き込まれた際に、どのように対応するか、皆様一人一人の普段の心掛けが試されます。ここでは、そうした突発事案や緊急事態に直面した場合にどう対応すべきか、皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

ア. 豪雨や雷に対して

熱帯モンスーン気候に属するシンガポールは年中高温多湿です。雨季と乾季に分かれ、一般的に毎年10月から3月は雨が多くなる傾向にあります。しかし、最近では、乾季であっても突発的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨がみられることが多くなりました。このゲリラ豪雨は、短時間であればそれほど問題にはなりません。長時間降り続けると、シンガポールの至るところに浸水被害をもたらします。また、雨は落雷を伴うことが多く、その頻度は日本と比較して多く感じられます。ここでは、そうした浸水被害や雷から如何にして身や財産を守るべきか考えてみたいと思います。

豪雨に伴う浸水については、シンガポール公益事業庁（PUB）がウェブサイト上で、潜在的に浸水する危険のある場所や浸水が頻繁に確認される場所（Flood Prone Areas and Hotspots）を公開しています。近年の豪雨では、市中を流れる用水路周辺や町中の地下商業施設やホテルの地下駐車場が浸水被害に遭い、大きな経済的損失を出しています。シンガポールの気候は変わりやすく、建物に入る前には快晴だったにもかかわらず、出てくると豪雨だったといった経験を皆様もお持ちだと思います。また、浸水は交通渋滞を誘発することも多々あります。外出する時は、PUB ウェブサイトを参考にしつつ、使用する交通機関を検討し、また、建物の中にいる際には、建物管理者のアナウンスに注意し、特に、地下にいる時など、僅かな浸水であっても確認したらすぐに地上階に上がるようにしてください。

次に雷です。雷は一般的に雨を伴うことが多いですが、当地の雷は突然落ちてくる傾向が強く、外出時には特段の注意が必要です。ゴルフ場でゴルフをプレイしていた方が落雷で命を落とすといったニュースもみられます。屋外にいるときに落雷が発生したら、高所にとどまらず、直ちに建物や車内に避難してください。自転車やバイクを利用している場合は、直ちに中止しましょう。金属を手にとったり、高木の下に立たないように注意してください。

イ. 停電

大規模な停電の発生は、近年、ほとんどみられません。備えあれば憂いなしです。普段から、停電の際に必要な懐中電灯、ラジオ、予備電池を準備し、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。特に停電時に最新情報を得るためには、ラジオが最も有効な手段となります。もし、停電のため、お住まいの建物のエレベーター内に閉じ込められた場合は、慌てず、また、扉を無理に開けようとせず、エレベーター備え付けの非常用ボタンを押し、助けが到着するのを待ちましょう。また、エレベーター内に閉じ込められた人を認めた場合は、Essential Maintenance Service Unit(1800-354-3333)に連絡するようにしてください。但し、人命に危険が迫っている時は、警察(999)や民間防衛庁(995)に直ちに連絡してください。

ウ. 公共警報システムとシェルター

シンガポールには、緊急事態等の発生を国民に知らせるための「公共警報システム」が整備されております。

警報は、脅威が差し迫った時、脅威が回避された時、ラジオを通じて重大な発表がなされる時の3パターン存在し、毎年2回（2月15日のTotal Defense Day、9月15日のCivil Defense Day）、ラジオを通じて重大な発表がなされる時の警報音が鳴り響きます。この警報音は訓練のために流されるものですが、FMラジオを付けてメッセ

ージを確認してみるとシステムの仕組みについての理解が深まると思います。

また、脅威が差し迫っていることを知らせる警報音を聞いた場合、最寄りのパブリック・シェルターに退避しましょう。パブリック・シェルターは主に、大量高速運搬システム（MRT）の地下駅や学校、コミュニティ・センターに設置されています。右写真のマークが目印となりますので、お住まいの近くのシェルターを一度確認してみてください。



シンガポールにおける緊急事態対応については、シンガポール民間防衛庁（Singapore Civil Defense Force）のホームページに「Emergency Handbook」が掲載されておりますので参考にしてください。

8. 関係機関の連絡先

（1）緊急時の連絡先

ア. 日本の110番に相当する緊急通報電話は「999」、日本の119番に相当する緊急通報電話は「995」です。その他、最寄りのNPC（警察署）またはNPP（交番）等の所在地、連絡先については、電話帳等でお調べの上、連絡先リストとして整理しておくとうよいでしょう。

イ. 在シンガポール日本国大使館（Embassy of Japan in Singapore）
16 Nassim Road, Singapore 258390
代表 6235-8855 （24時間）

ウ. シンガポール日本人会（The Japanese Association, Singapore）
120 Adam Road, Singapore 289899
代表 6468-0066

エ. シンガポール日本商工会議所（Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore）
10 Shenton Way, # 12 - 04 MAS Building, Singapore 079117
代表 6221-0541

オ. 外務省（東京）

○ 一般邦人援護、緊急事態の邦人保護等

領事局海外邦人安全課 （外務省代表：03-3580-3311【内線5144, 5141】）

○ 海外における誘拐、テロなどの犯罪事件

領事局邦人テロ対策室 （外務省代表：03-3580-3311【内線3100】）

（2）平素の情報入手先と緊急時の活用

ア インターネット

シンガポール警察を含むシンガポールの政府機関は、ウェブサイト上で情報を積極的に公開しています。

・ シンガポール警察（<http://www.spf.gov.sg>）

・ シンガポール政府（<https://www.gov.sg/>）

また、日本国外務省や当大使館でも、ウェブサイトを通じて海外に在留する日本人やシンガポールに居住している皆様に様々な情報発信を行っています。

・ 日本国外務省（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）

- ・ 在シンガポール日本国大使館
(http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

イ 外務省「渡航情報」

シンガポールから第三国へ旅行する際は、直前に渡航先の渡航情報

(<http://www.anzen.mofa.go.jp>) を確認するように心掛けてください。

渡航情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、複数の国や地域にまたがる広い範囲に関する「広域情報」と個々の国・地域に関する「国・地域別情報」とがあり、そのうちの「国・地域別情報」の中には、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出される「スポット情報」があります。

「危険情報」では、危険の程度に応じて以下4種類のメッセージが冒頭に示された上で、本文の中で、それぞれの渡航・滞在目的に合わせた安全対策を検討できるよう具体的な情報が提供されています。

- 「レベル1：十分注意してください。」
その国・地域への渡航、滞りに当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
- 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」
その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
- 「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります)
- 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

ウ NHK 国際放送

NHK 国際放送の最新の周波数表等は、NHK のウェブサイトから入手できます。